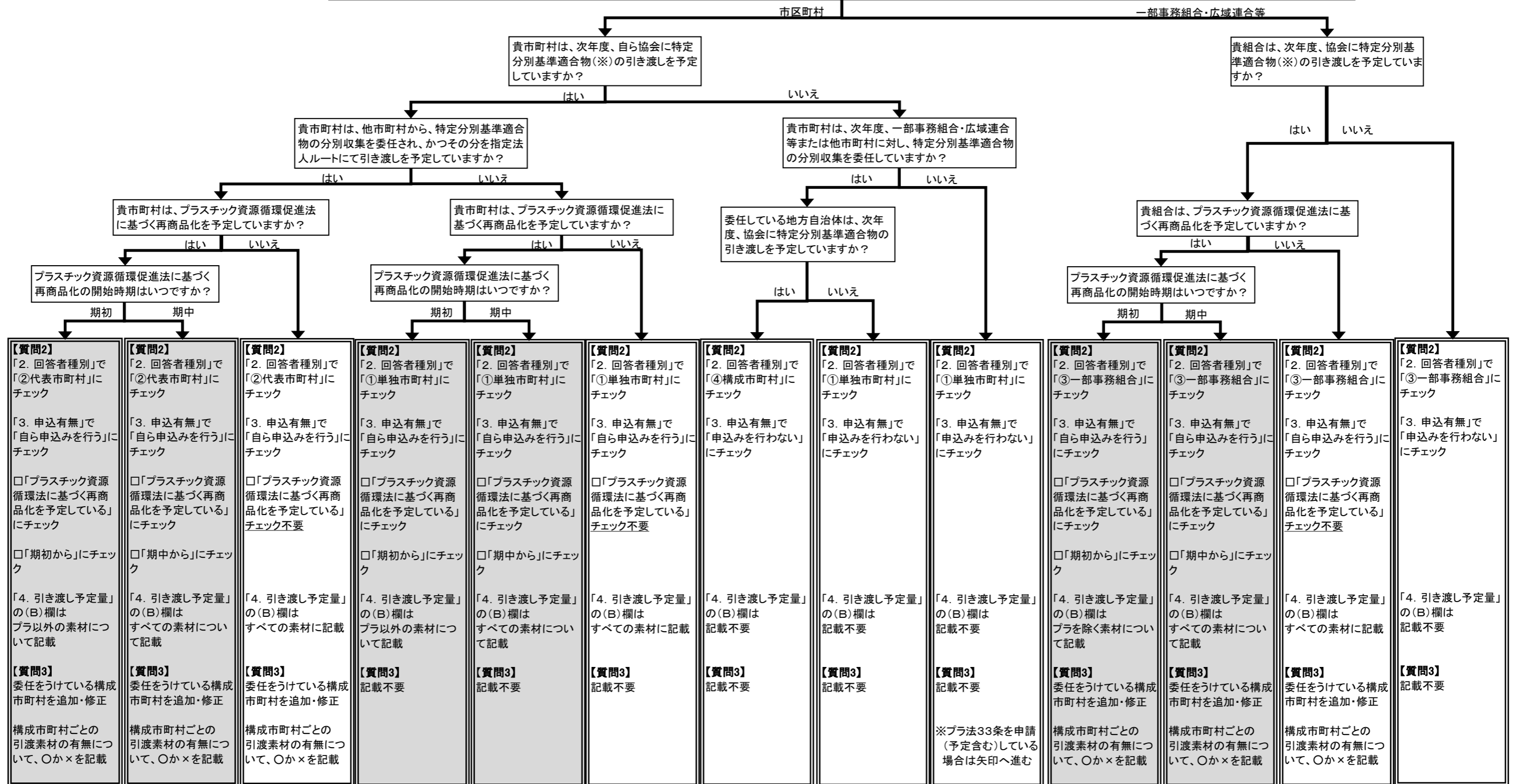


全ての市町村及び一部事務組合にご回答をお願いしております

「分別基準適合物（容器包装リサイクル法）引き渡し量調査」の回答内容判断チャート

※分別基準適合物：ガラスびん無色、ガラスびん茶色、ガラスびんその他の色、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）

貴市町村・組合は、市区町村又は一部事務組合・広域連合等どちらになりますか？



分別収集物(プラスチック資源循環促進法)の引き渡し量調査へもご回答ください。